

運営規程

(介護予防訪問看護)

(訪問看護)

なでしこ株式会社

訪問看護ステーションなでしこ

運営規程

（事業の目的）

第1条 なでしこ株式会社（以下、事業者という。）が開設する訪問看護ステーション
なでしこ（以下、事業所という。）が行う訪問看護事業及び介護予防訪問看護事業
（以下、事業という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する
事項を定め、事業所の看護職員が、要介護状態（介護予防では要支援状態）であり、
主治医が必要と認めた高齢者に対し、適正な訪問看護及び介護予防訪問看護（以下、
訪問看護等という。）を提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 訪問看護の提供にあたっては、要介護者の心身の特性を踏まえて、全体的な
日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が
継続できるように支援する。
- 2 介護予防訪問看護の提供にあたっては、要支援者が可能な限りその居宅において、
自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利
用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目
指すものとする。
- 3 事業の実施にあたっては、市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、
その他保健・医療・福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的な
サービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- ①名称 訪問看護ステーションなでしこ
- ②所在地 滋賀県長浜市港町4-19

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

①管理者：1名

管理者は事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行い、また、当該事
業所の従業者に法令及びこの規定を順守させるため必要な命令を行う。

②看護職員：常勤換算方法で2.5人以上

看護職員は主治医の指示書と居宅（介護予防）サービス計画（以下、居宅サー
ビス計画等という。）に沿って（介護予防）訪問看護計画書（以下、訪問看護
計画書等という。）を作成し、当該計画に基づき訪問看護等を提供し、実施項
目等を（介護予防）訪問看護報告書として作成する。

(営業日及び営業時間等)

第5条 事業所の営業日、営業時間、サービス提供日、サービス提供時間は次のとおりとする。

- ①営業日 : 月曜日から金曜日までとする。
 ただし、年末年始(12/29～1/3)を除く。
- ②営業時間 : 午前10時より午後5時まで
- ③サービス提供日 : 月曜日から金曜日までとする。
 ただし、年末年始(12/29～1/3)を除く。
- ④サービス提供時間 : 午前10時より午後5時までとする。
 ※上記の時間以外についても、相談に応じる。

(訪問看護等の内容)

第6条 訪問看護等の内容は次のとおりとする。

- ①病状・障害・全身状態の観察
- ②日常生活の看護(清潔・排泄・食事など)
- ③在宅リハビリテーション看護(寝たきりの予防・手足の運動など)
- ④療養生活や介護方法の指導
- ⑤認知症の介護・看護(介護相談・悪化防止・事故予防の助言)
- ⑥カテーテル類の管理・褥瘡の処置など医師の指示に基づいての看護
- ⑦生活用具や住宅サービス利用についての相談
- ⑧終末期の看護

(利用料)

第7条 訪問看護等を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとする。また、当該訪問看護等が法定代理受領サービスであるときは、利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合額とし、法定代理受領サービスでないときは、利用料の全額を利用者から払い受け、提供内容・費用の額・その他必要と認められる事項を記載した、サービス利用証明書を発行する。

- 2 その他の費用 死後の処置として20,000円
- 3 利用料等の支払いを受けたときは、領収書を交付する。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、長浜市内の以下の小学校区域とする。

長浜小学校・長浜北小学校・長浜南小学校・北郷里小学校・南郷里小学校・
びわ北小学校・びわ南小学校・神照小学校・虎姫学園・湯田小学校・朝日
小学校・速水小学校・古保利小学校・小谷小学校・高月小学校・七郷小学校
富永小学校

（緊急時における対応方法）

第9条 看護職員等は訪問看護等を提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じた臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講ずる。

（事故発生時の対応）

第10条 事業者は、利用者に対する訪問看護等の提供中に事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者、地域包括支援センターに連絡を行うとともに、必要な処理を講じる。

- 2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった措置について記録する。
- 3 事業者は、利用者に対する訪問看護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

（苦情に対する対応方法）

第11条 事業者は、自らが提供したサービスに係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応する。

- 2 事業者は、自らが提供したサービスに関し、介護保険法の規定により市町村が行う、文書その他の物件の提出若しくは提示の求め、又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、それに従って行う。

（個人情報の保護）

第12条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 利用者又はその家族の個人情報については、当事業所による訪問看護等の提供以外の目的では利用しないものとし、サービス担当者会議において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、利用者情報は利用者に、家族の情報は家族に、それぞれ同意を得る。

（業務継続計画の策定）

第13条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、継続的に訪問看護を実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行うものとする。

(高齢者虐待防止に関する事項)

第14条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下を実施する。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、看護師等に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 看護師等に対し、虐待の防止のための研修を定期的に行う。
- (4) 虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を設置します。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等、高齢者を養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(身体拘束の原則禁止)

第15条 事業所は、サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（身体拘束）を行わない。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容・理由・期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間・その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

(その他運営についての留意事項)

第16条 事業者は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとする。

- | | |
|--------|------------|
| ①採用時研修 | 採用後 1 カ月以内 |
| ②継続研修 | 年2回 |

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業者は、訪問看護等の提供に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保管する。

附則

この規定は令和6年6月1日から施行する。

令和7年9月1日第14条（4）追加